

法令および定款に基づく インターネット開示事項

会社の体制および方針 連結注記表 個別注記表

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

神姫バス株式会社

会社の体制および方針、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.shinkibus.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様
に提供しております。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

1. 基本方針

当社グループは、企業理念である「地域共栄・未来創成」に則り、顧客、株主および地域住民等広範な利害関係者の信頼感、ならびに企業グループの価値を向上させるため、業務の有効性および効率性の確保、財務報告の信頼性の確保、事業活動に係わる法令等の順守、資産の保全に努めます。

2. 体制の整備状況

(1) 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、「企業行動憲章」「行動規範」を制定し、法令順守、社内規程順守および企業倫理に則って行動するための指針を明確にしております。
- ②当社は、「職制規程」「職務分掌規程」「権限規程」等により責任と権限の明確化を図っており、重要な業務執行の場面において、必要に応じて監査役に指導を仰いでおります。
- ③常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤役員会、部長会等への出席を通じて、コンプライアンスの観点から必要な助言を行っております。
- ④委員会活動として「コンプライアンス委員会」「安全管理委員会」「CS・地域活動委員会」「ISO推進委員会」（以下「4委員会」といいます。）を設置しており、グループ会社を含めた企業集団の活動として取り組んでおります。
- ⑤当社は、社内および社外に「内部公益通報者保護規程」に基づく通報相談窓口を設置し、取引先からの通報も受け付けることで法令違反等の未然防止とコンプライアンス体制の充実を図っております。
- ⑥社会の秩序や健全な事業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応する旨を「行動規範」および後述する「危機管理マニュアル」に定めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①当社は「取締役会規則」、「稟議規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を、取締役会または稟議手続をもって、その重要性の度合いに応じて決議または報告し、記録を残しております。
- ②取締役会議事録、稟議書、決算に関する計算書類、重要な契約書等取締役の職務の執行に係る重要書類については、各法令で定める期間保管するものとし、監査役会等からの閲覧の要請に備えるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社を取り巻くリスクを特定し対処するため、「危機管理マニュアル」および「災害対応マニュアル」を策定し、事業リスクの認識と事故の未然防止、地震等の緊急事態の対応（クライシスマネジメント）を定めております。また、各部門は所管業務に関する規程類の整備、教育の実施、リスクの洗い出し、継続的な改善活動を通じてリスク管理に取り組んでおります。
- ②交通事業者として最も優先すべき安全対策については、前述の「安全管理委員会」を設置し、運輸安全管理システムの実行により、安全と安心の確保に努めております。
- ③財務報告に係るリスク管理に関しては、企業会計審議会より示された「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準のあり方について」に準拠して、財務報告の信頼性を確保する内部統制システムを構築し、運用しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は、取締役会の定期開催および毎月の部長会のほか、必要に応じて常勤役員会を開催し、重要案件の決定および取締役の職務執行状況の報告を行っております。
- ②取締役の職務分掌を明確にするため、会社を代表する取締役のほか、総括取締役、業務担当取締役、使用人兼務取締役などを定めることができることとしております。加えて、牽制機能を確保するため、独立性の高い複数名の社外取締役が取締役会での職務執行の決定に携わっております。
- ③横断的な組織である4委員会の委員長に業務担当取締役を任命しており、全社的かつ適正な判断が効率的に行える体制をとっております。

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は「子会社管理規程」を定め、企業グループの業務の適正を図るとともに、子会社経営報告会等において、重要案件の決議および業務執行状況についての報告を受けております。
- ②グループの事業運営上必要な子会社にあつては4委員会に参加させ、適正に業務を行うための体制を整えております。とりわけ「コンプライアンス委員会」は、グループ全社の不正の発生防止に向けた活動に取り組んでおります。また、必要に応じて階層別のグループ会議を開催し、グループ経営の適正化と情報の共有を図っております。
- ③当社の監査役または取締役、管理職を子会社の監査役に選任することで、横断的な監査役監査を行い、法令順守や業務の適正化の状況把握を図っております。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役職務を補助すべき使用人として監査室課長、同所属社員（以下「監査担当者」といいます。）を内部監査業務と兼務することとして配属しており、監査担当者の中から数名をコンプライアンス委員会に所属させ、定期的に監査を行っております。
- ②監査担当者の異動等については、あらかじめ常勤監査役の同意を要することとともに、取締役は、監査担当者がその職務を遂行するうえで不当な制約を受けないよう配慮し、監査担当者はその職務を遂行するうえで不当な制約を受けたときは、常勤監査役に報告し、不当な制約を排除するよう求めることができることとしております。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役および使用人は、部長会や4委員会報告会を通じて、法令で定められた事項、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上の重要な事項について、監査役に報告することとしております。
- ②監査役会は、必要に応じて監査役以外の者を出席させ、報告と意見を聞くことができるとし、これにより監査役会に出席する取締役、その他の使用人は、監査役会に対し、監査役会が求めた事項について説明しなければならないこととしております。

(8) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①常勤監査役は、取締役会および常勤役員会等に出席し、決議または報告事項につき意見を述べることであります。また、すべての稟議書を検閲し、必要に応じて、担当者からの説明、意見を求めております。
- ②常勤監査役は、コンプライアンス監査の実施後には、指摘事項およびレビュー結果の報告を受けております。
- ③監査役は、必要に応じて代表取締役と会合を持ち、監査上の重要課題等についての意見交換を行うこととしております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、特定株主グループによる当社経営への関与は、当社の企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付者が、当社の財務および事業の内容を理解するのはもちろんのこと、下記2.(1)の「当社の企業価値の源泉」を十分に理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることを可能とする者でなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は損なわれることとなります。

近時の資本市場においては、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる上場企業の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として対象会社に影響力を行使しうる程度の大規模な株券等の買付行為等を強行するといった事態も生じています。今後もこうした大規模な株券等の買付行為等が行われることが十分に想定されます。

このようなリスクを認識しつつ、何ら対応策を講じないまま企業経営を行い、特定株主グループの議決権割合が20%以上となることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）の提案がなされた場合、目先の株価の維持・上昇を目的とした経営判断を求められかねません。中長期的な視点から、企業価値向上に集中して取り組み、大規模買付行為の提案の是非を判断するためには、特段当社に対する大規模買付行為の提案がなされていない時点において予め、そうした提案への対応策を導入しておくことが必要であると判断しております。

このように、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資することのない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、当社は、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることが必要であると考えます。

2. 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉

当社は、公共性の極めて高いバス事業を中核事業として営んでおり、地域に密着した企業としての役割の重要性をも認識した上で、「地域共栄・未来創成」という企業理念のもと、企業価値の増大と社会的責任を果たすことを経営における基本方針としております。また、この基本方針の実現を通じて、株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しております。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、①積極的な増収・増益策の実施、②コスト管理の強化、③経営資源の有効活用を推進し、かつCSR（企業の社会的責任）を果たすために、(a)法令順守（コンプライアンス）、(b)危機管理、(c)雇用維持、(d)CD（顧客感動）、(e)環境対策および社会福祉対策を推進することについて、日々努力を重ねております。

具体的には、①生活路線の可能な限りの維持を基本とするも、効率化を図るための不採算路線の整理・縮小と採算の見込める路線への輸送力シフト、②不採算地域一括での分社化、管理の委託化、コミュニティバス体系化の推進、③高速バス路線の拡大、ニュータウン線の拡充、神戸中心地への短絡ルート線の充実、公営バスからの路線譲受け・管理受託、④適正な賃金レベル・労働条件の維持、⑤CS（顧客満足）から更に進んだCD（顧客感動）の実現、車両および搭載機器の更新を進めております。また、バス事業以外のその他の事業においては、飲食、レジャー、建売分譲等、生活関連事業を中心としたサービス事業への積極的展開と、自動車整備等、自動車関連事業の堅実な展開を目指しております。具体的には、(a)サービス事業でのFC加盟による新規分野への進出、M&Aによる事業領域の拡大、(b)自治体等の施設の運営受託または施設譲受け、および(c)自動車整備工場（指定工場）の整備能力の増強を進めております。

以上を骨子とした諸施策の実施とともに、バス輸送をはじめ商品・サービスの安全性確保のために管理の徹底を図っております。当社は売上高および経常利益の増大、および不要不急の資産の売却・活用による借入額の軽減等を通じ、公共性の強い当社の事業展開と経営基盤の安定強化を図ることで、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

当社を中核とする神姫バスグループが、その経営理念とバス事業者としての公共的使命およびこれらを背景とする経営ビジョンに基づき企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るためには、中核事業であるバス事業の健全経営によって生み出される信用とその知名度を生かして、地域との深い関わりを基盤とした事業展開を推進し、既存事業の周辺事業・派生事業を中心に事業の多角化を図ることが必要不可欠と考

えます。今後もこの方針を継続し、事業ポートフォリオを拡充させていくことで、外的な要因によって経営に不安定要素が生じるリスクを分散させることを目指しております。また、当社の事業計画は、平成7年度から開始した3年単位の中期経営計画によって遂行されており、特に当社の中核事業であるバス事業においては、公共交通機関としての重要な要素である「安全性」に裏打ちされた、公共性と経済性の双方のバランスのとれた経営が必要であり、これらこそが企業価値の源泉であると考えております。

(2) コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社の企業価値の向上のために、コーポレートガバナンスの強化を図っております。

具体的には、平成18年6月29日開催の第123回定時株主総会（以下、「第123回定時株主総会」といいます。）において、取締役の任期を1年に短縮する定款変更を行っており、これにより、取締役の経営責任の明確化を図っております。また、当社の取締役8名のうち、2名については独立性を有する社外取締役としております。

さらに、当社は、監査役会を設置しておりますが、平成19年6月28日より、従来の常勤監査役1名および社外監査役2名の計3名体制から、社外監査役を1名増員し、常勤監査役1名および社外監査役3名の計4名体制に変更し、監査機能の強化を図っております。

このように、当社は、コーポレートガバナンスの強化を図ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社が上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、基本的に株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、大規模買付行為に対する対抗措置の発動そのものについても株主の皆様にご判断いただくことが望ましいと考えております。

しかしながら、大規模買付者による大規模買付行為、とりわけ限られた時間内で買付行為に応じるか否かを判断することが求められる公開買付けが行われた場合には、他の株主の皆様が当該公開買付けに応じるか否か明らかでない状況下において、公開買付けの内容には満足できないものの、応募しないと公開買付けが成立してしまい、売却の機会を失ってしまうという不安感から、株主の皆様が不本意な形で大規模買付行為に応じて保有する株式を売却せざるを得ないという、株式の売却を事実上強要される事態も想定されます。

このため、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、①株主の皆様が大規模買付者による当該大規模買付行為に賛同するか否かについて、十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会という株式会社の基本的な意思決定の場において表明する機会を確保すること、および②当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者および大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力することが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために重要であると考えております。

さらに、当社取締役会といたしましては、昨今の市場における大規模買付行為の実態を考えますと、公開買付け以外の方法によって当社株券等の買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、大規模買付行為を行うにあたり、当社取締役会の同意を得ることを求めることとし、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、一定の対抗措置を採る必要があると考えております。また、当社取締役会としては、株主共同の利益を守るために、大規模買付者により行われる大規模買付行為に関して十分な情報等の取得に努め、これらの情報を株主の皆様にご提供することを通じて、大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことに役立てるよう努力することが必要であると考えております。

そこで、当社は、第123回定時株主総会において、大規模買付行為への対応方針（以下、「当初対応方針」といいます。）を導入し、その後、平成21年6月26日開催の第126回定時株主総会（以下、「第126回定時株主総会」といいます。）において、「買収防衛策一部変更・継続の件」をご承認いただき、当初対応方針の内容を一部変更いたしました（以下、第126回定時株主総会決議による継続後の当該対応方針を「旧対応方針」といいます。）。

旧対応方針の有効期間は、平成24年6月28日開催の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）までとなっておりますが、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の一部変更と、大規模買付行為に関する検討を行う際に当社取締役会が外部専門家の助言を受けることができる旨を明確化したほか、旧対応方針の表現および字句等を一部変更の上継続する議案を本定時株主総会にお諮りし、ご承認いただきました（以下、変更後の当該対応方針を「本対応方針」といいます。）。

これにより、当社取締役会は、今後も大規模買付者に対して、本対応方針に定めた大規模買付ルールに従って買付けを行うことを求めることといたしました。

大規模買付ルールの具体的な内容は、以下の通りであります。

①大規模買付者が、当社取締役会の事前の同意を得ずに公開買付けを実施する場合は、公開買付期間を法令上の最長期間である60営業日に設定すること。

②大規模買付者が、公開買付け以外の方法で当社株券等を取得しようとする場合または結果として当社株券等を取得することとなる場合には、事前に当社取締役会の同意を得ること。

また、当社取締役会としては、大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者から大規模買付者および大規模買付行為に関する情報の取得に努め（以下、取得する情報を「大規模買付情報」といいます。）、取得した当該情報を株主の皆様にご提供した上で、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。

特に、当社取締役会の同意のない公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合には、当社取締役会は、大規模買付者から株主総会開催日の概ね30日前までに受領した大規模買付情報については、株主の皆様のご判断の参考としていただくため、株主総会招集通知とともに送付させていただくこととします（ただし、当社取締役会において、株主総会招集通知に同封して発送することが、時間的、または取得した大規模買付情報の量から困難であると判断した場合には、当社ホームページ(<http://www.shinkibus.co.jp/index.html>)にて、当該大規模買付情報を開示する場合があります。）。また、株主総会開催日の概ね30日前を経過後に提供された大規模買付情報については、随時、当社ホームページにて開示することといたします。

当社取締役会としては、株主総会の開催日まで、大規模買付情報の取得および大規模買付者との交渉等に努め、また、弁護士、公認会計士または学識経験者等の公正な外部専門家（以下、これらの外部専門家を総称して「外部専門家」といいます。）の意見、助言等も参考にした上で、取得した情報等に基づいて可能な範囲内において、取締役会としての意見および代替案等を株主の皆様にご提示します。

なお、大規模買付者からの大規模買付情報の提供の有無、提供された大規模買付情報の十分性自体等は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否の判断に影響するものではなく、例えば、公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合は、大規模買付ルール①に従って、公開買付けが実施された場合には、当社株主総会の判断に基づいて対抗措置の発動の要否が判断されることになり、提供された大規模買付情報が不十分であるといった理由に基づいて当社取締役会の判断のみによって対抗措置を発動するといった、当社取締役会による裁量的な判断等は一切排除されることとなります。

大規模買付者が大規模買付ルール①を順守した場合、当社取締役会は、公開買付期間満了前に株主総会を開催し、当社取締役会は、当該株主総会において、大規模買付者および当社取締役会の承認を得ることなく大規模買付者から新株予約権を承継した者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「大規模買付者等」といいます。）のみ行使することができないという内容の行使条件および大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当てに関する議案を、決議の対象として上程します。

大規模買付者が大規模買付ルール②を順守した場合、当社取締役会としては、株主の皆様に対して、それまでに受領した大規模買付情報を提供するほか、外部専門家の意見、助言等も参考にした上で、当社取締役会としての意見および代替案等をご提示いたしますが、当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動は行いません。

これに対し、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合、当社取締役会は、当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為の条件を全て満たす場合を除き、一定の基準日を設定した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行います。

4. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記2.の「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」については、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みであり、基本方針の実現に沿うものであります。

したがって、当該取組みは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組みについて

ア 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、①株主の皆様がその是非について十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会の場において表明する機会を確保すること、および②当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者および大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力するものであります。また、本対応方針は、公開買付け以外の方法によって大規模買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、当社取締役会の同意を得ることを求め、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、一定の対抗措置を採ることとしており、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しており、基本方針に沿うものであります。

イ 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、①第123回定時株主総会において、買収防衛策に係る定款変更案および当初対応方針の導入自体について株主の皆様からご承認いただいた後、第126回定時株主総会および本定時株主総会において、当初対応方針または旧対応方針を一部変更の上で継続することについて、株主の皆様からご承認をいただいております。今後も本対応方針を一部変更、継続する場合には、定時株主総会において株主の皆様からご承認いただくことを条件としていること、②大規模買付ルール①に従った公開買付けによる大規模買付行為が行われた場合には、公開買付期間の満了前までに株主総会を開催し、本対応方針に基づいた対抗策を発動するか否かにつき直接的に株主の皆様にご判断いただくこととなっていること、③本対応方針の有効期間を平成27年に開催する当社の定時株主総会までとし、本対応方針の継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぐこと、④当社定款第41条（定款変更により条数が変更された場合には同条項に相当する条項とします。）に基づいて、当社取締役会は、いつでも本対応方針を廃止することができること、⑤第123回定時株主総会において取締役の任期を1年とする定款変更議案を株主の皆様にご承認いただいております。取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向をより直接的に反映することから、株主の皆様のご意思をより反映する仕組みとなっております。

また、本対応方針は、客観的かつシンプルな大規模買付ルールを設定していることに加え、大規模買付者に対して対抗措置が発動されない場合についても、客観的な基準が設定されており、取締役会の恣意性を排除する措置がなされているといえます。

さらに、本対応方針は、毎年株主の皆様により選任される取締役によって構成される当社取締役会において、随時、本対応方針の継続または改廃の決議を行うことができ、デッドハンド型買収防衛策またはスロー・ハンド型買収防衛策のいずれでもありません。

以上の理由により、当社取締役会は、上記3.の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」について、当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	22社
主要な連結子会社の名称	神姫フードサービス株式会社 神姫商工株式会社、株式会社ホープ 神姫産業株式会社、株式会社エルテオ 神姫観光バス株式会社、神姫バスツアーズ株式会社

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称	しんきエンジェルハート株式会社 他
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

持分法適用の非連結子会社 および関連会社の数	1社
会社の名称	株式会社山陽百貨店

② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

会社の名称	しんきエンジェルハート株式会社 菱油商事株式会社 他
持分法を適用しない理由	各社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも少額であり、連結計算書類に及ぼす影響は軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

(i) 有価証券

その他有価証券	
時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(ii) たな卸資産

商品	売価還元法による原価法等（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
分譲土地建物	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
原材料および貯蔵品	移動平均法による原価法等（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産

（リース資産を除く）	主として定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。また、車両のうち連結計算書類作成会社の営業用バスについては、残存価額が取得価額の1%に達するまで減価償却を行うこととしております。
------------	--

(ii) 無形固定資産

（リース資産を除く）	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
------------	---

(iii)リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。 なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
③重要な引当金の計上基準	
(i)貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(ii)賞与引当金	従業員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
(iii)役員賞与引当金	役員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
(iv)役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
(v)過年度雑収計上旅行券引当金	負債計上中止後にお客様のご利用により回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。
④重要なヘッジ会計の方法	
(i)ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
(ii)ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段 金利スワップ ヘッジ対象 借入金利
(iii)ヘッジ方針	原債務である借入金の金利変動リスクをヘッジする方針であります。
(iv)ヘッジの有効性評価の方法	ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性の評価を行っております。
⑤重要な収益および費用の計上基準	
完成工事高および完成工事 原価の計上基準	当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗率の見積りは、原価比例法によっております。
⑥のれんおよび負ののれんに関する事項	
のれんの償却方法および 償却期間	のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、金額が僅少な場合には当該勘定が生じた期の損益として処理しております。
⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項	
(i)退職給付に係る会計処理の方法	
イ. 退職給付見込額の期間 帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
ロ. 数理計算上の差異および 過去勤務費用の費用 処理方法	数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
(ii)消費税等の会計処理	消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を適用しております。(ただし、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)これにより、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が1,449百万円、退職給付に係る負債が705百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が283百万円増加しております。

なお、1株当たり純資産額は9.4円増加しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

建物および構築物	1,116百万円
車両	6百万円
土地	3,129百万円
投資有価証券	685百万円
差入保証金	91百万円
計	5,029百万円

担保に係る債務

短期借入金	70百万円
長期借入金(一年内返済予定含む)	1,034百万円
受入保証金	324百万円
支払手形および買掛金	121百万円
預り金	24百万円
計	1,573百万円

(2)有形固定資産の減価償却累計額 30,714百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	30,860,000	—	—	30,860,000
合計	30,860,000	—	—	30,860,000
自己株式				
普通株式(注)	708,107	7,311	—	715,418
合計	708,107	7,311	—	715,418

(注)自己株式の普通株式の増加7,311株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(2)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	75	2.5	平成25年3月31日	平成25年6月28日
平成25年11月11日 取締役会	普通株式	75	2.5	平成25年9月30日	平成25年12月10日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	75	2.5	平成26年3月31日	平成26年6月30日

5. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式と国債、地方債等の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形および買掛金、未払金はそのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。なお、一部の長期借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(百万円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金および預金	8,379	8,379	—
(2)受取手形および売掛金	2,119	2,119	—
(3)有価証券および投資有価証券 その他有価証券	3,387	3,387	—
(4)支払手形および買掛金	(1,060)	(1,060)	—
(5)短期借入金	(355)	(355)	—
(6)未払金	(3,479)	(3,479)	—
(7)長期借入金(1年内返済予定を含む)	(1,165)	(1,166)	1
(8)デリバティブ取引	—	—	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1)現金および預金、ならびに(2)受取手形および売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4)支払手形および買掛金、(5)短期借入金、ならびに(6)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(8)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8)デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(7)参照)。

(注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額105百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券および投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、兵庫県その他の地域において、賃貸用の商業施設、オフィスビル、賃貸住宅等(土地を含む)を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
10,671	14,110

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額、その他の物件については、公示価格や近隣の取引事例、固定資産評価額等に基づいて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したのものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,154円87銭
(2) 1株当たり当期純利益	50円91銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(重要な資産の譲渡)

当社は、平成26年3月27日開催の取締役会決議に基づき、同年4月14日に当社所有の固定資産の一部について売買契約を締結し、同年4月28日に当該固定資産の譲渡を行っております。

①譲渡の理由

当社は、「経営資源の選択と集中」を図る一環として、採算性の観点から保有資産の見直しを行った結果、下記資産を譲渡することとし、姫路駅前再開発を含めた今後の新規開発および新規物件取得に注力することといたしました。

②譲渡の内容

所在地	兵庫県神戸市西区王塚台7丁目131番1他4筆
内容	土地面積 9,796.85㎡
	建物面積 24,192.65㎡
現況	賃貸用土地・建物

③当該事象の損益に与える影響

当該固定資産の譲渡に伴い、第132期(平成27年3月期)において、固定資産売却益635百万円を特別利益として計上する予定であります。

9. その他の注記

(1)減損損失

当社グループは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

当連結会計年度におきまして、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(百万円)

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
兵庫県加古郡他	圃場設備	構築物等	24

(減損損失の認識に至った経緯)

農業事業におきましては、経常的な損失を計上しており、収益性の回復が見込まれないため圃場設備等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

その内訳は、建物0百万円、構築物12百万円、機械装置および工具器具備品6百万円、車両4百万円であります。

(回収可能価額の算定方法)

回収可能価額の算定につきましては、売却や他への転用が困難な資産であるため、帳簿価額を全額減額しております。

(2)圧縮記帳

国・兵庫県・姫路市等より受入れた地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の補助金および運輸振興助成金等により、建物1百万円、構築物2百万円、機械装置および工具器具備品7百万円、車両41百万円、ソフトウェア31百万円取得価額を圧縮しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準および評価方法

①有価証券

子会社および関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

商品

売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料および貯蔵品

移動平均法による原価法等（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。また、車両のうち営業用バスについては、残存価額が取得価額の1%に達するまで減価償却を行うこととしております。

②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

(i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(ii) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(4)ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金利

③ヘッジ方針

原債務である借入金の金利変動リスクをヘッジする方針であります。

④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性の評価を行っております。

(5)その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(6)表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することにしました。なお、前事業年度の「預り金」は71百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

建物	1,116百万円
車両	6百万円
土地	3,129百万円
投資有価証券	676百万円
計	4,928百万円

担保に係る債務

短期借入金	70百万円
長期借入金（一年内返済予定含む）	120百万円
財団抵当借入金（一年内返済予定含む）	914百万円
受入保証金	324百万円
計	1,428百万円

(2)有形固定資産の減価償却累計額

26,176百万円

(3)保証債務

(百万円)

被 保 証 先	保 証 金 額	保 証 債 務 の 内 容
神 姫 バ ス ツ ア ー ズ 株 式 会 社	20	取 引 保 証
株 式 会 社 エ ー ・ ビ ー ・ シ ー 神 姫 ト ラ ベ ル	24	取 引 保 証
計	44	—

(4)関係会社に対する金銭債権および金銭債務

①短期金銭債権	856百万円
②長期金銭債権	7百万円
③短期金銭債務	3,592百万円
④長期金銭債務	457百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高	718百万円
②売上原価	3,657百万円
③営業取引以外の取引高	255百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普 通 株 式	708,107	7,311	—	715,418

(注) 自己株式の普通株式の増加7,311株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	170百万円
未払事業税等	26百万円
退職給付引当金	359百万円
減価償却費	29百万円
株式評価減	120百万円
減損損失	82百万円
その他	203百万円
繰延税金資産小計	990百万円
評価性引当額	△182百万円
繰延税金資産合計	808百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△322百万円
その他有価証券評価差額金	△659百万円
退職給付信託設定益	△403百万円
特別償却準備金	△69百万円
その他	△5百万円
繰延税金負債合計	△1,460百万円
繰延税金負債の純額	△652百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社の名称	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社エルテオ	不動産業	100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	575	短期貸付金	575
子会社	神姫商工株式会社	車両物販業・整備業	100.0	資金の預り 役員の兼任	資金の預り	1,397	預り金	1,397
子会社	神姫通送株式会社	自動車運送業	100.0	資金の預り 役員の兼任	資金の預り	632	預り金	632

(注) 資金の貸付および預りは、平成26年3月より当社が当社グループ会社との間で契約締結したCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるものであり、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 750円49銭
- ② 1株当たり当期純利益 34円30銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(重要な資産の譲渡)

当社は、平成26年3月27日開催の取締役会決議に基づき、同年4月14日に当社所有の固定資産の一部について売買契約を締結し、同年4月28日に当該固定資産の譲渡を行っております。

①譲渡の理由

当社は、「経営資源の選択と集中」を図る一環として、採算性の観点から保有資産の見直しを行った結果、下記資産を譲渡することとし、姫路駅前再開発を含めた今後の新規開発および新規物件取得に注力することといたしました。

②譲渡の内容

所在地	兵庫県神戸市西区王塚台7丁目131番1他4筆		
内容	土地面積	9,796.85㎡	
	建物面積	24,192.65㎡	
現況	賃貸用土地・建物		

③当該事象の損益に与える影響

当該固定資産の譲渡に伴い、第132期（平成27年3月期）において、固定資産売却益635百万円を特別利益として計上する予定であります。

9. その他の注記

(1)減損損失

当社は、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

当事業年度におきまして、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(百万円)

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
兵庫県加古郡他	圃場設備	構築物等	24

(減損損失の認識に至った経緯)

農業事業におきましては、経常的な損失を計上しており、収益性の回復が見込まれないため圃場設備等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

その内訳は、建物0百万円、構築物12百万円、機械装置および工具器具備品6百万円、車両4百万円であります。

(回収可能価額の算定方法)

回収可能価額の算定につきましては、売却や他への転用が困難な資産であるため、帳簿価額を全額減額しております。

(2)圧縮記帳

国・兵庫県・姫路市等より受入れた地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の補助金および運輸振興助成金等により、建物1百万円、構築物2百万円、機械装置および工具器具備品7百万円、車両40百万円、ソフトウェア31百万円取得価額を圧縮しております。